

「家庭的保育事業等の認可等について」の概要

1. 諮問内容

平成29年4月1日付けで事業認可をしている「きらきら保育園」について、経営主体である織田陽子氏（個人）での認可を廃止し、新設で一般社団法人として認可を行う予定（現在手続き中）である。

については、同園の事業認可及び利用定員の設定に係る意見聴取をさせていただくため、このたび、子ども・子育て会議に諮問するものである。

なお、一般社団法人への認可は、平成31年4月1日を予定している。

2. 根拠法令

(1) 小規模保育施設等の認可に係る意見聴取

児童福祉法第34条の15第2項・第4項

児童福祉法

第34条の15第2項 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

第34条の15第4項 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(2) 利用定員の設定に係る意見聴取

子ども・子育て支援法第43条第1項・第3項

子育て支援法

第43条 第29条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員・・・を定めて、市町村長が行う。

2 省 略

3 市町村は、第1項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

きらきら保育園の概要

1. 経営主体が個人から法人新設へ（変更する点）

現在の個人運営による事業認可を廃止し、法人を新設する。

	廃止	新設
経営主体	きらきら保育園 織田 陽子	一般社団法人きらきら保育園 代表理事 足立 陽子 (理事他2名)

2. きらきら保育園の基本情報（変更しない点）

(1) 認可定員 及び 利用定員

15名（0歳児3人、1歳児5人、2歳児7人）

(2) その他認可にかかる主な情報

1	施設住所	交野市梅が枝44（府営交野梅ヶ枝住宅44棟1階）	
2	事業区分	小規模保育事業A型	
3	開所日数	293日	
4	土曜日の開所	有	
5	開園・保育時間	開園時間	7:30～18:30（11時間）
		保育時間	9:00～17:00（8時間）
6	延長保育時間	早朝時間	7:00～7:30（30分）
		薄暮時間	18:30～19:00（30分）
7	職員	計14名	管理者 1名 保育士 10名 嘱託医 1名 調理員 1名 事務員 1名
8	保育室の面積 （施設全体の延床面積）	43.09㎡ （71.88㎡）	定員15人の保育必要面積 40.26㎡ ※きらきら保育園の年齢児別定員の場合
9	連携施設	交野幼稚園	
10	給食の提供方法	自園調理（直営）	